所得税は税務署で
市民税・都民税は市役所で
申告書は自分で書いて提出はお早めに！

所得税と市民税・都民税の申告は 2月16日（火）～3月15日（月）

所得税

「税」は、皆さんが安心して暮らせるよう、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。

今年も、所得税と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。

窓口での受け付けは2月16日（火）～3月15日（月）の期間、所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で行います。各会場とも車での来場はご遠慮ください。なお、申告は郵送でもお受けします。申告書を郵送する方で「控え」に受け付け印が必要な方は、控えに住所、氏名等をボールペンで記載の上、切手を張った返信用封筒を同封してください。

◎サラリーマンで還付の申告をされる方へ

還付の申告は、東村山税務署で2月16日以前でも受け付けています。

給与所得者で雑損控除、医療費控除・寄附金控除・住宅借入金等特別控除などの適用がある方、年の中途で退職したため年末調整を受けることができなかった方などは、源泉徴収税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

◎申告書をすべて記載できた方は、郵送での提出をお願いします

郵送する場合には、封筒の裏側に、ご自分の住所、氏名を記入してください。

◎国税庁のホームページで確定申告書の作成ができます

所得税の確定申告書・決算書・収支内訳書・消費税・地方消費税などの確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。ぜひご利用ください。また、同コーナーで作成したデータを「e-Tax（イータックス）」で送信（提出）することができます。ご利用いただくには所定の手続きが必要ですので、e-Taxホームページをご覧ください。

※21年分の申告にe-Taxを利用する際に受けられる税額控除（最高5000円）は、平成19年分または平成20年分の確定申告でこの控除を受けた方には適用されません。

詳しくは東村山税務署☎042・394・6811（自動音声案内に従って「2」を選択してください）へ。

◆国税庁ホームページアドレス
http://www.nta.go.jp

◆国税電子申告・納税システム（e－Tax）ホームページアドレス
http://www.e-tax.nta.go.jp

確定申告相談と市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所2階 204・205会議室	2月16日（火）～3月15日（月）	午前8時半～11時、午後1時～5時
わくわく健康プラザ 1階講堂	2月2日（火）、2月3日（水）	午前9時半～11時、午後1時～4時
東部地域センター 1階講習室	2月9日（火）	
南部地域センター 2階講習室	2月10日（水）	

※2月19日（金）、26日（金）の午後5時15分～8時、市役所2階を会場に「夜間申告相談窓口」を設置します。なお、午後5時15分以降は、電話相談と証明書等の発行はできません。
※市役所・各会場でお受けできる確定申告書は、「提出のみの方および簡易な申告の方」に限らせていただきます。

確定申告の無料相談会場（税理士会）

◎年金受給者

会場	日程	時間
市役所7階 701会議室	2月9日（火）、2月10日（水）	午前9時半～11時半、午後1時半～3時半

◎小規模納税者

会場	日程	時間
市役所7階 701会議室	2月16日（火）～2月19日（金）	午前9時半～11時半、午後1時半～3時半

※受付時間は混雑の状況により、早く締め切る場合があります。
※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。

野崎前市長の退任セレモニーが行われました

温かい拍手を受け、市役所を後にする野崎前市長

14年1月20日に市長に就任して以来、今年1月19日の任期満了まで、2期8年間にわたり市政の進展に尽力されてきた野崎前市長の退任セレモニーが、1月19日午後に行われました。

野崎前市長は、あいさつの中で、「私は今日、副市長とともに市役所を去ります。この間に頂きました皆様のご厚情とともに、市政のこと、市民の皆さんのことを考え仕事をさせていただいた思いを胸に、今日、東久留米市長の任を終えさせて頂きます。これまでに頂きました皆様のご支援に、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました」と語りました。

市職員から花束を受けた野崎前市長は、多くの市民の皆さんや市議会議員、市職員による温かい拍手の中、市役所を後にしました。

西川副市長が退任しました

副市長を退任した西川彰夫氏

14年12月9日に助役（当時）に就任して以来、7年余にわたり市政の進展に努められた西川彰夫副市長が、1月19日付で退任しました。

中学生の「税についての作文」

市長賞含め14人が入賞しました

全国納税貯蓄組合連合会が主催し、国税庁が後援する平成21年度中学生の「税についての作文」に、市内7中学校から736編の応募があり、14人が入賞しました。入賞者は次の通りです（敬称略）。

▼**東久留米市長賞** 沼田愛美（大門中学校3年）▼**東久留米市教育長賞** 長島美緒（大門中学校3年）▼**東久留米市租税教育推進協議会会長賞** 勝田誠矢（下里中学校3年）▼**東村山税務署長賞** 王嘉寧（西中学校3年）▼**東京都立川都税事務所長賞** 弘永那（久留米中学校3年）▼**東京納税貯蓄組合総連合会会長賞** 室屋彩（西中学校3年）▼**多摩武蔵納税貯蓄組合連合会会長賞** 川畑マリア（久留米中学校3年）▼**多摩武蔵納税貯蓄組合連合会優秀賞** 浅野晴菜（東中学校3年）▼**多摩武蔵納税貯蓄組合連合会優秀賞** 吉岡里美（東中学校3年）▼**多摩武蔵納税貯蓄組合連合会優秀賞** 伊藤良隆（下里中学校3年）▼**多摩武蔵納税貯蓄組合連合会優秀賞** 本多乙会（中央中学校3年）▼**東京税理士会東村山支部支部長賞** 菊地七瀬（大門中学校3年）▼**社団法人東村山青色申告会会長賞** 阿久津智紀（南中学校）▼**社団法人東村山法人会会長賞** 遠藤夏生（久留米中学校）▼**全国納税貯蓄組合連合会会長感謝状** 東久留米市立久留米中学校

※各受賞作品は2月8日（月）～10日（水）の期間、市役所1階屋内ひろばに展示します。

「税についての作文」で入賞した中学生14人の皆さん

《東久留米市長賞》
教科書から学んだこと
大門中学校3年　沼田　愛美

三年になって新しい教科書が配られました。裏に名前を書こうとした時に、ふと、「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、国民の税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」と書かれていることに気が付きました。教科書が税金で支給されていることは前から知っていたけれど、私は「皆さんへの期待をこめ」という言葉に少しうろたえました。これからの日本のために期待されているなんて考えたこともなかったからです。

それから三カ月が過ぎ、学校で税についてのパンフレットをもらいました。パラパラとめくって眺めていたら、「そういえば」と教科書をもらった時の事を思い出しました。それと同時に「皆さんへの期待をこめ」という言葉が頭に浮かび、「税について少しでも知るべきなんじゃないかな」と思いました。家に帰ってパンフレットをじっくり読んでみました。すると教育以外にも、警察、消防、公共事業、社会保障、上下水道の整備、ゴミ処理など、たくさんのことに税金が使われていました。税は私の気付かないうちに私たちの生活を安全に、豊かにし、社会を支えているのだと分かりました。そしてそのお金は大人が一生懸命働いて得たお金から納められています。私たちはいずれ同じように就職し、働きます。「働く」ということはほんの一部だとしても「日本を担う」ということではないでしょうか。そのために私たちは今、勉強に励むべきなのだと思います。このことに気付き、私は教科書の裏のあの言葉を私なりに理解することができました。

ところで今、世界には家の手伝いのために学校へ通えない子供や、それどころか食べ物がなく飢えに苦しむ子供、戦争の真っ只中にいる子供など、勉強をするどころか毎日を生きる事で精一杯の子供が世界中にたくさんいます。そんな中、平和に、その上豊かな生活をし、充分な教育をうけられることに感謝をしなければなりません。そのために、やはり日々の授業を真剣にうけたり、教科書を大切に使ったりすることで感謝の気持ちを表せると思います。

最後に、この作文をきっかけに税について知り、考えることで、当たり前だった暮らしの背景ではいろいろなところで税金が使われている事に気付きました。そしてこの感謝の気持ちを次の世代に伝えていきたいと思いました。

これからの日本を担う一人として…。

詳しくは納税課管理係☎470・7729へ。

住宅の増・改築から修繕まで

建築職人さんを紹介します

市では、市民の皆さんの家屋修理・改築等に応じられるよう、市内の建設業団体と協定を結び、大工・左官・塗装・配管・屋根・畳・タイル張りなどの修理・改築等の業者を住宅あっせん協議会を通じて紹介しています。ぜひご利用ください。

【紹介できる工事内容】①**増・改築（新しく部屋を増室、室内の模様替え）**＝応接間・高齢者の部屋・書斎などの増築、台所・浴室・トイレの改築、和室を洋室に、窓をサッシに、2階の増築、物干し台を2階に、防音工事、店舗や事務所の改築など②**修繕（傷んだ部分の修繕）**＝内壁・外壁・屋根・台所・浴室・建具・雨どい等の修繕、雨漏りの修理、ペンキ塗りなど③**付帯工事（住宅内外の工事）**＝車庫・門・フェンス・物置等の工事など

【申し込み方法】修繕個所・増改築の内容を産業振興課労政商工係（市役所6階）へ直接、または電話☎470・7743でご相談ください。

詳しくは同係へ。